

シェアリングスター

- 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています -

< 編集発行 >
 公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
<http://www.share.gr.jp/>

第39号

2009年10月

数字の意味を考える

所長 林光行

鳩山首相が、2020年までに1990年比で温暖化ガスを25%削減すると宣言しました。この宣言は米中などを含む主要排出国が参加することが前提であり、日本だけが取り組むというものではありませんが、国際社会から大きな評価を受けました。

地球温暖化が、多くの島嶼国を水没させ、大規模な砂漠化を招くなど、地球規模で取り戻しようのない環境破壊を進行させることは、多くの科学者の共通認識だと思われます。人の住める地球を保つために、温暖化対策には、積極的に取り組むべきでしょう。

他方、25%の削減をすると1世帯当たり年間可処分所得が22万円減ると試算があり、負担増が心配だとマスコミでは言われています。しかし、日経新聞論説委員の塩谷氏によると、これはとんでもない誤解だそうです(2009年9月27日付け日経朝刊)。

試算の出所は経産省で、毎年1.3%ほどGDPが伸びると想定すると、排出削減策をまったく講じない場合には可処分所得が90数万円増えるが、25%の排出削減をすると増加は70万円余りに止まり、その差が22万円だということです。数字の意味するところが違います。

さて、鳩山内閣の支持率。毎日新聞によると72%あり、これは小泉内閣の85%に次ぐ高支持率だということです。しかし、今回の鳩山内閣の高支持率にも、前回の小泉内閣の高支持率にも、私は何とも言えない違和感を覚えました。1億総懺悔ではありませんが、世論が一方向に向きすぎると感じたのです。

その上、両内閣が目指すのは、まったく逆の方向です。85%と72%という数字からすると国民の過半の人が、まったく逆の政策を支持していることになり、一体、これは何を意味しているのでしょうか。

両内閣の共通点を探してみると、「変革」という点にありそうです。多くの国民が、方向性はともかく現状を打破する大変革を望んでいる。それが「自民党をブツ壊す」小泉氏を支持し、「政権交代」を目指す民主党を支持したのだ。そう考えると腑に落ちます。

国民は「変革」を支持したが、政策の細目までを支持した訳ではない。だとすると、民主党は、具体的施策について改めて世論に耳を傾けるべきです。そして私達も、変革内容に対して鋭敏な選択眼を養うべきでしょう。私達の選択が、これからの日本を決めます。

~ CONTENTS ~

11月 - 3月の税務

交流 第32回 堀江オルゴール博物館 ……	2
経営倶楽部	
第64回 戦後日本の何が問題か ……	4
第65回 強みを活かした企業経営の取り組み…	6
再生現場から見える経営管理の要 ……	8
最近の税制改正から ……	10
ヘルメット相談会「役員給与の損金不算入」…	11
税制を考える～安心で幸せな未来のために～…	12
新公益法人制度～どちらに移行?～ ……	14
労務管理&社会保険ワンポイント・ナビ ……	15
第13回K S経営研究会 ……	16
寄稿「商売にとって一番大切なもの」…	17
祝島への誘い ……	18
特集 新政権に思う ……	20
ANAセミナーの感想とご案内 ……	23

11月2日	8月決算法人の確定申告期限
10日	10月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)
30日	9月決算法人の確定申告期限
1月4日	10月決算法人の確定申告期限
12日	12月分及び年2回払の源泉所得税の納付
20日	納期及び納期限特例の源泉所得税の納付
2月1日	11月決算法人の確定申告期限
	支払調書・法定調書合計書の提出期限
	給与支払報告書の提出期限(各市町村)
	償却資産税の申告期限(各市町村)
3月1日	12月決算法人の確定申告期限
15日	H21年分所得税、贈与税の確定申告期限
31日	1月決算法人の確定申告期限
	H21年分個人消費税等の確定申告期限

第32回 交流

財団法人 堀江オルゴール博物館



堀江オルゴール博物館 正面玄関

今回の交流は、西宮市苦楽園にある「財団法人堀江オルゴール博物館」にお伺いしました。林幸以下10名で博物館を訪問し、館内に展示されている素敵な形をしたオルゴール（ここでは自動演奏楽器全般のことを指します）や、からくり人形を目で楽しみ、100年前の音色を耳で楽しみ、最後にお庭も歩かせていただきました。そして、理事長の松浦真理子さんに、オルゴール博物館の歴史、360台ものオルゴールを収集された故堀江光男氏（理事長のお父様）のお話をお聞きしました。（公認会計士・税理士 小幡寛子・河野けい子）

♪ 堀江光男氏

前理事長の堀江光男氏（明治44年生まれ）は、一本気で向こう見ずな性質で、若い時から音楽と機械が大好きな方だったそうです。70才を過ぎ現役をリタイアされた頃、オランダのオルゴールに出会ったのが最初で、それからは、「あれも欲しい、これも欲しい、ああ、思いがつのる」と、世界各地のオルゴールの収集が止まらなくなったそうです。複雑怪奇にさえ見える精巧なオルゴールのメカニズムに興味津々で、ユニークなオルゴールが手に入るたびに装備を分解して、「こんなおもしろいものはない、オルゴールに惚れと



前理事長のお写真と、現理事長、林幸

るのや」と、日がな眺めていらっやったそうです。真理子さんが帰ってみると、廊下の隅にしか寝る場所がないほど家中オルゴールになっていたそうです。

♪ 『堀江オルゴール館物語/ロマノフ家のオルゴール』

表題は、中村嘉人著(未来社刊)の本のタイトルです。オルゴールに惹かれた前理事長を、少しでも知りたくて読みました。オルゴール産業は、エジソンの蓄音機発明により、わずか100年で滅びてしまったことを知りました。また、「あの時代が作り出したもの、あの時代だからこそ出来た、あの時代にしか出来ない、人々の心がオルゴールを生み出した、その遠い昔の哀愁をおびた調べのオルゴールの、はかない運命に惹かれたのだ」という文章が心に響きました。

戦争を駆け抜けて生き残ってこられた前理事長は、ご自身の人生とオルゴールの運命とを、どこか重ねられていたのかもしれない、と感じました。

堀江オルゴール博物館は、1993年に一般公開され、1997年に博物館として認定されました。一昨年96才で亡くなりましたので、お会いして情熱あふれたお話を聞けなかったことが残念です。ロビーに人懐っこく優しい笑顔のお写真、お庭には自作の石像が飾られてありました。



庭園にある石像

♪ 18世紀末から20世紀初頭までの約360台

堀江オルゴール博物館は、六甲山麓の閑静な住宅街の佇まいに、じっくり溶けこんでいました。重厚な渋い茶色の荒削りな岩肌の館は、建物もひとつの楽器と考えられ、湿気対策などいろいろな工夫がされているそうです。

また、中には曲名の分からない曲もあるなど、研究する時間が欲しいことや、ロマノフ王朝最後のロシア皇帝ニコライ二世が愛用した貴重なものもあるので、オルゴールの扱いは大変な気遣いだということも理事長からお聞きしました。女性に付き添って「しゅしゅオルゴール館に来られた男性も、帰られる時は皆さんがニコニコ満足されています」とお話をされる理事長の笑顔も、とても素敵でした。

♪ 巨大なストリートオルガン体験

入館するとすぐロビーがあって、家具やミニ建築物のようなアンティークオルゴールが何台か展示されています。ガイドして下さる素敵な女性（中田さんです）が登場して、いよいよ見学時間の開始です。まず、小型の手廻しオルガンの演奏。大音響にびっくり！



中田さんと手廻しオルガン

経営倶楽部

第64回 経営倶楽部

平成21年4月11日

『戦後日本の何が問題か』

～ これからの時代を切り拓くために ～ 講師： 四方 修 先生



まさに「歯に衣を着せずに警鐘を乱打された」ご講演でした。この強力なメッセージは、レジユメの冒頭にある「私の人生の特異性とそこから得たもの」から最後の「少年非行の原因」に至るまで沢山散りばめられていました。警鐘を感じ取っていただけるには、四方先生のお人柄や歩いてこられたご経験を抜きに語ることはできません。どうか、心身を持って話をされた強いメッセージを感じ取っていただければと思います。 (公認会計士 塩尻隆夫)

四方先生のお人柄 私が四方先生と初めてお会いしたのは、株式会社ジャパン・メンテナンス（総合ビルメンテナンス事業を行う東証一部上場、現イオンディライト株式会社）の監査に従事していたときです。片や会計監査人の一担当者、片や監査先の社長という訳です。当時は日本の会計基準の改定が激しくなってきた頃で、自社の利益の数字を説明できない上場会社の社長がいらっしゃるという状況にもかかわらず、四方先生は自社の売上と利益の数字を把握されている社長さんでした。

四方先生は、「他人の言葉を極力引用しない」「心身を持って話をする」ということを大切にされているように、自分自身に対する厳しさを感じさせる面がありながら、表情や視線にやさしさや温かさを感じさせる方でいらっしゃいます。

私の人生の特異性とそこから得たもの??

レジユメの冒頭にこの言葉を選んでおられるのは、四方先生ならではのようです。

四方先生は旧制中学3年生の頃(15歳頃)に終戦を迎えます。それまで軍国主義の影響を受け、特攻隊員として死ぬことを意識されたそうですが、敗戦後に革新運動あるいは平和運動を見て、国を憂うという気持ちが育ったそうです。四方先生は、青年団長のご経験を通じて、運動家のリーダーが占領政策に反対しているだけで愛国心が足りないと感じたそうです。

運動家の経験のある四方先生が警察官僚への道を志されたのは、国を憂う気持ちから「これから国づくりが始まる中で警察が変な方向に進んではならない」と考え、国家公務員である警察上級職の試験を受けられたそうです。

警察官僚の時代には売春の取り締まり、大臣秘書官をはじめ様々なご経験を積まれたそうです。特に先輩が旧内務省出身の「器の大きな人」に恵まれたことで「やはり志の大きな人間でなければ駄目だ」ということに確信を持たれたそうです。また、警察官は人の知らない所で努力されていることを知ったそうです。

さて、グリコ森永事件の後「第2の人生は大阪でいたい」と思われたこともあり、民間人になられてからは大阪を中心に活動されています。

関西国際空港の役員時代には日本の技術力の素晴らしさを感じるとともに、国家プロジェクトであったはずの関空が第3セクター方式となり、寄り合い所帯からくる運営の難しさを学ばれたそうです。その後、株式会社ジャパン・メンテナンスを7年で上場、経営破たん直前のマイカルの社長をお引き受けになり、社風刷新に取り組まれるも、格付け機関であるムーディーズに2段階も格付けを引き下げられる経験をされたそうです。まさに、数字重視のアメリカ的合理主義を実感されたわけですね。そして、金融機関がもっている不良債権を回収する債権回収代行という仕事をされていますが、四方先生は「もっと早く相談に来ていただけたら、倒産せずに済んだのに・・・。」と思われる会社がいっぱいあるとおっしゃいます。

戦後日本の何が問題か さて、四方先生は今の日本を覆っている諸問題を

考えるには、占領政策、それを理解・認識しなかった国民、占領政策が残した悪弊を是正することを怠った政治に行きつくとおっしゃいます。占領政策では、特に「新しい憲法」と「教育内容と教育制度」が大きな影響を残しているとご指摘されました。

警鐘1 人権・自由・平等についていい加減な理解になっていないか？

四方先生は「新しい憲法によって、『主権在民』とされたものの、国家の政治の基本となっている『主権』の理解がハッキリしないのではないか」「憲法によって与えられた人権・自由・平等とは本来何なのであるかハッキリしないのではないか」と疑問を投げかけられます。かくして自由は奔放に、平等は悪平等に、自由も平等も「人の権利」と化し、憲法3章の「国民の権利と義務」のうち「義務や責任」の影が薄くなったのではないかと指摘されます。

「裁判員制度の運用が始まりましたが、皆さんは自由・平等・人権を正しく理解しているのでしょうか？」この問いかけにはドキッとさせられました。

「軍国少年よりも戦後民主主義の教育を受けた人の方が、理解が曖昧ではないか」という問いかけもありました。本当にそうかも知れません。

警鐘2 日本人の志が小さくなっていないか？個中心になっていないか？

四方先生は、今の日本を覆っている最大の問題は、「小志化（少子化ではありません。日本人の志が小さくなっていないかという危惧を表現された言葉です。）」と「個中心」であると指摘します。

四方先生は、これからの時代を切り拓くためには、初等教育から高等教育まで「信頼と尊敬される国民作り」を目標に、明確な教育方針と教育内容・学校制度を策定することが大切であると提言されます。

これを実現するためには、小志化と個中心の是正が必要であると主張されます。

大阪の商業精神に「個利よりも他利」という言葉があります。四方先生は、「人間は他人から肥やしをもらって育つ以上、自分は他人にとって良い肥料であるか？」ということをご自身の人生のモットーとして大切にされているそうです。

警鐘3 日本ほど教育問題に無関心な国はない

四方先生は、「国民の教育」が国家の最も大切な責務であるという自覚がハッキリしない、6・3・3制という学校制度の是非が討議されていないと指摘されます。また、会場から「教育勅語」（教育二関スル勅語）に関する質問の際、四方先生は「すばらしい要点を突いた質問だ」というような表情をなさっていました。

明治天皇の教育勅語は、本来宗教が担っているはずの宗教倫理教育が、日本では昔から根付かなかったため、「教育でしか道徳を教えることができない」ということでできたものであると四方先生はおっしゃいます。

【教育勅語の12の徳目】

孝行	親に孝養をつくしましょう
友愛	兄弟姉妹は仲良くしましょう
夫婦ノ和	夫婦はいつも仲むつまじくしましょう
朋友ノ信	友達はお互いに信じあって付き合ひましょう
謙遜	自分の言動をつつしみましょう
博愛	広く全ての人に愛の手をさしのべましょう
修学習業	勉学に励み職業を身につけましょう
知能啓発	知識を養い才能を伸ばしましょう
徳器成就	人格の向上につとめましょう
公益世務	広く世の人々や社会のためになる仕事に励みましょう
遵法	法律や規則を守り社会の秩序に従いましょう
義勇	正しい勇気をもって国のため真心を尽くしましょう

（資料：国民道徳教育協会による現代語訳）

敗戦後、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）は、教育勅語が神聖化されていることを問題視し、その後、文部省が朗読と神聖的な取り扱わないことを決定し、衆議院及び参議院では排除や失効の決議が行われ、教育勅語は廃止となりました。

さらに四方先生はこう続けます。しかし、戦前の日本の教育の良いところも含めて全部消されてしまいました。教育勅語に代わる「道徳律」が戦後教育の中で示されずに来たので「人間のあり方」がよく分かって

いないと指摘されました。

議論の底が浅い

四方先生が新聞を読んでいると「毎日イライラしている」「世の中の動きはおかしい」「新聞の切り抜きは反論したくなる記事ばかりである」「議論の底が浅い」ということをご講演の冒頭でおっしゃいました。「議論の底が浅い」という一言は、全ての警鐘に通じる四方先生のお人柄や歩んでこられたご経験に裏付けられた極めて重みのある一言として受け止めました。

四方 修 先生（昭和5年生まれ、京都府出身）
元大阪府警察本部長。
本年4月1日から、経営不振であっても優れた技術や潜在的将来性のある事業の強化・支援に取り組むために『株式会社四方事業ファンド』の代表取締役として、新たな活動に取り組んでおられます。

経営倶楽部

第65回 経営倶楽部

平成21年7月4日

『強みを活かした企業経営の取り組み』

～強みと弱み・機会と脅威の分析を中心に～ 講師：公認会計士 塩尻隆夫

90年代以降、企業経営を取り巻く環境が激変し、過去の成功体験が通用しなくなっています。このような時代にこそ、客観的に自己と取り巻く環境を分析し、取り組むべき課題を鮮明にする必要があるようです。孫子に「彼



を知り己を知れば百戦して殆うからず」という言葉があります。では、いかにして彼を知り、己を知り、課題を明確にするのか。それをテーマに、「SWOT分析」を切り口として今回の経営倶楽部は進められました。講師は久しぶりに弊事務所の職員＝塩尻隆夫です。 (藤原 良樹)



はてさて、「SWOT分析て、何やねん」という人も多い(私もですが・・・)ということで、SWOT分析について理解するところから経営倶楽部はスタートしました。

SWOT分析とは
SWOT分析とは環境分析を通じて経営上の課題やマーケティング上の課題を特定するための枠組みで、内部環境要因である強み(Strength)と弱み(Weakness)、外部環境要因である機会(Opportunity)と脅威(Threat)のそれぞれの英語の頭文字4文字をとってSWOT分析と呼ばれています。

内部環境	外部環境
強み/Strength	機会/Opportunity
弱み/Weakness	脅威/Threat

GM破綻の原因をSWOT分析で探る
GMは2008年まで77年間世界一の販売台数を誇る自動車メーカーでした。しかし、2008年に販売台数世界一位の座をトヨタに明け渡し、そのわずか一年後の2009年の6月1日に連邦倒産法第11章の適用を申請して実質的に経営破綻に陥りました。GM破綻の理由は、SWOT分析を行うことにより探ることができます。それが次のSWOT分析の表です。

内部環境	外部環境
強み 高いシェア・大型車や高級車	機会 政府の支援・戦略的提携
弱み 悪評・高コスト・財務内容 販売戦略・・・	脅威 法規制・金融・危機・消費者 の環境への関心

SWOT分析の結果から、GMは自社の強みに特化して大型車や高級車に「選択と集中」を行っていたが、それが時代の流れに逆行する(顧客のことを考えていない)ものであったということが分かります。また、過去

の成功体験からくる傲慢さから自社における弱みを克服できず、経営破綻に至ったと見ることもできます。

次のクロスSWOT分析図に見るように、SWOT分析により分析した4つの要因を組み合わせることにより、自社資源をうまく活用して変化する環境の中で生き残るための効果的な戦略目標を探ることができます。枠内が戦略立案の着眼点です。

クロスSWOT分析図

	機会	脅威
強み	自社の強みとの適合性の高い事業機会は？	自社の強みにより脅威の発現をどう抑えるか
弱み	事業機会を取込むためどう弱みを克服するか	脅威に対する脆弱性を防衛するには？

身近な企業のうち、麒麟ビールの例を通じてSWOT分析の作成過程を体験しました。麒麟ビールのデータは次のようになっています。

SWOT分析を体験する

麒麟ビールのデータ

- ① ビール業界で麒麟はラグー、一番絞り、淡麗の3銘柄で全体の37%の出荷量(2000年データ)
- ② 食生活の洋食化により、スーパードライのようにキレのあるライトなビールが売れるため、そのセグメントで麒麟は発泡酒の淡麗を投入し実績をあげている
- ③ 発泡酒等の新ジャンルに積極的に進出
- ④ 2002年に海外の会社に対して営業活動で得られる資金よりも多額の投資を行なった
- ⑤ 麒麟は2006年にアサヒを抜いて業界首位になる

さて、この麒麟ビールの戦略策定の前提となった強み・弱み、そして機会と脅威を分析すると、つまりSWOT分析すると、どうなるのでしょうか。結果は次頁のようになります。

人のライフスタイルの変化が麒麟ビールの戦略に

<p>強み 発泡酒1位、ビール2位の高いシェア、国内ビール市場で有利な商品構成、協和発酵との合併の相乗効果</p>	<p>機会 健康志向、酒類嗜好の多様化、発泡酒、新ジャンル新製品投入が続いている、原材料価格が下落</p>
<p>弱み M&Aにより負債比率が上昇</p>	<p>脅威 金融危機による不況、少子高齢化による国内市場の縮小、飲料業界の競争激化</p>

大きな影響を与えていることがよくわかります。この事例を通じて経営戦略を立てるためには、顧客のニーズを適切に汲み取ることが重要だと再認識しました。

休憩をはさんで、いよいよケーススタディーです。題材は大阪の百貨店。現在の百貨店業界は、他の小売業にシェアを奪われて11年連続で売上が減少し、少なくなったパイを百貨店同士が奪い合っている状況です。その中で、もし自分が大阪の百貨店の店長であるなら、自店の環境をSWOT分析して課題を特定し、生き残るためにどのような戦略をとるか、それが課題です。

ケーススタディー

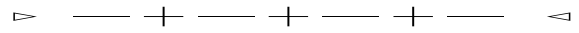
参加者47名が5つのグループ(高島屋、H₂O リテイリング(阪急、阪神)、大丸、三越伊勢丹、近鉄百貨店=阿倍野店)に分かれ、みんなで意見を出し合いながらSWOT分析を行い、その結果をもとに経営戦略を練ります。各グループでは、賑やかな意見のラッシュ！ 皆さん、こんなに話の好きな人たちだったのかと驚くほど。とても楽しいひと時でした。

普段消費者として百貨店を利用しているために、消費者目線でそれぞれの百貨店ごとの強みや弱み、機会や脅威について活発な意見の交換が行われました。中には「普段百貨店には行かない」「百貨店は中途半端」「百貨店という業種はもう駄目やろ。百貨店という名前を変えて違う商売をしよう」などの百貨店自体に否定的な意見も。統計上だけでなく百貨店の利用が減っているということを実感しました。

約45分間、各グループが練った戦略を発表しました。発表内容の概略は、右の通りです。

数々のユニークな戦略を見てみると①百貨店ではなくターゲットを絞った店作り(専門店等)②地域密着型の店作りが共通しています。これは、消費者目線では従来の百貨店への憧れやブランド力がもはや薄れているため、経営戦略を転換する必要があると見ていることがわかります。

GMの失敗例と似通っていますが、百貨店業界の低迷は顧客のニーズの変化を百貨店が適切に汲み取れず百貨店という業態にこだわり続けていることが原因ではないかと考えられます(最近ではメンズ館等顧客ニーズを経営戦略に反映させる試みも見られます)。今後の百貨店業界の動向に注目していきたいと思います。



今回の経営倶楽部で、企業経営においては、顧客のニーズを理解し、これに応えることが重要であると改めて認識することができました。顧客が求めているのは、その製品やサービスの形態ではなく、提供される機能から受ける便益なのですが、企業側は、^{こだわ}提供している製品・サービスの形に拘ってしまいます。所長も指摘するかつての映画産業が「映画」館に拘って、テレビの前に衰退したように、かつての鉄道産業が「鉄道」に拘って、「輸送」に対するニーズを取りこぼしたように。顧客のニーズを汲み取るために、営業マンにどのような能力が必要か今一度考えること、顧客に必要とされる営業マンの育成に力を注ぐ必要があることの問題提起が講師の塩尻よりなされて今回の経営倶楽部は終了となりました。

＜ケーススタディー発表の概略＞

- ・三越伊勢丹
 - ・高級なイメージを持つブランド力を生かしてギフトに力を入れる(他人に対してだけでなく自分にご褒美)
 - ・店員の教育の充実。どこの売り場の店員に聞いても店のことを知っている
- ・H₂O(阪神、阪急百貨店)
 - ・乗降客の多さを生かすため一杯飲み屋を一階に設置
 - ・阪神百貨店と阪急百貨店を Gondola でつなぐ(笑)
 - ・人の流れが悪い(地下が複雑)改善する
 - ・阪急・阪神がそれぞれ若者向け、中高年齢層にターゲットを絞って特化する
- ・高島屋
 - ・業務提携する H₂O に戦略は任せる(笑)
 - ・堺の町の活性化に貢献するために堺東高島屋は残す
 - ・高島屋のショップチャンネルを放送する
 - ・高島屋のテーマソングを作り、消費者の耳に名前を浸透させる
- ・近鉄百貨店(阿部野店)
 - ・近鉄百貨店のブランド力が弱いので名称を変える
 - ・動物園や美術館を含めて楽しい安らぎのある街作りに貢献する(近鉄不動産の街作りのノウハウを生かす)
- ・大丸
 - ・外商のデータを生かしてネット販売等に力を入れる
 - ・品揃えを絞り込んで販売する(百貨店形態からの脱却)
 - ・特にメンズものに力を入れる(草食系男子の増殖)
 - ・イベント等を通して文化の発信に力を入れる

再生現場から見える経営管理の要

昨今の不況のあおりを受けて、厳しい経営環境にある会社もおおかりかと思えます。

ここでは、私どもが経験した最近の企業再生の事例を紹介させていただきます。

事例を通じて何か気付かれることがありましたら幸いです。(中小企業診断士 前田有太可)



A社の事例

地場で堅実にサービス業を営んでいたA社は、新本社の取得資金、そして事業拡大資金などのために、借入金が増加し始めました。優良な得意先を持ち、決算書によれば売上が毎期8千万円増加して年商13億円。利益も毎年2~3千万円を計上していました。伸び盛りのA社に金融機関も融資を増加させていきました。しかし、借入金が増加し続け、とうとう元利返済が困難になってきたA社は顧問弁護士の門を叩きます。この弁護士さんを通じて私達の事務所に相談にこられました。

お話を伺いますと、実は売上げはそんなに増えていない。銀行用に売上げを水増ししており、約8億円が正味の年商だとのこと。しかし、最近5年間で借入金が5億円近く増えて15億円になり、その返済のために資金不足に陥ったとのこと。しかし、堅実なサービス業でそんなに資金が必要はありません。

そこで決算書を見せて頂きますと計上されている借入金は10億円。実はこの決算書は粉飾されていたのです。調べてみると、毎期1億円近い大赤字というのが実態でした。社長はうすうす赤字だとは思いつつ、安易に借入ができるため、放漫経営を続けていたのです。月次決算は行わず、年に1度辻褃合わせの決算を組んでいたため、社長すら実態が分からなくなっていたのです。

□ 再生への道 □

私達の試算では、経費を圧縮しても営業利益は年1~2千万円が精一杯で、金利を差し引いた経常利益は5千万円の赤字でした。そこで、弁護士さんと私達が考えたのは、次のようなことです。

- (1) 巨額な粉飾によって借入を受けており、詐欺とみなされる可能性がある。社長は役員辞任・全個人資産の会社への提供などにより責任を取る必要がある。
- (2) 源泉所得税等の未納が1億円あり、売掛金や預金を差し押えられる恐れがあり、これを回避するには、民事再生手続に拠らざるを得ない。

(3) しかし再生手続によっても、過去の粉飾のために免除益に課税が生じるほか租税債務が過大であり、A社自力による再生は不可能である。

(4) 雇用を守るには、スポンサーの協力を得て新会社で事業を継続し、A社は清算するしかない。

(5) いずれにせよ、早急に財務・損益の実体を明確にし、債権者に事の経緯を報告するとともに、経費削減などの具体的行動を開始する必要がある。

□ 意思決定情報の欠如と経営者の保身 □

A社にはほとんど帳簿がなく、まさに、どんぶり勘定でした。羅針盤もなしに航海するような状況でした。

再生に向けて最低限、月々の損益と資金実績の把握が必要です。しかしA社の場合、そのためには、帳簿の整備から始める必要がありました。現金預金の出納帳や売掛金の管理表など最低限のものの記帳方法から始め、月次決算を行える体制整備が必要です。

しかし、社長は改善に向けて一向に動く気配がありません。スポンサー企業との話し合いはおろか、月々の記帳資料すらなかなか出していただけません。社長は、過去の粉飾が明確になること、私財提供を迫られそうなことなどを恐れ、借入金や租税債務の返済を止めたまま、なんとか現状で事業が継続できないかと考えていたのです。結局、経費削減等の具体的行動を起こさないまま、とうとう銀行から差押えを受け、会社は事実上破産してしまいました。

会社の財務実態を把握できないことから対策が実施されず、また危機的状況にあっても経営者が決断を下さないことから破綻に至ったのがA社の事例です。

B社の事例

旺盛な住宅需要に支えられ建設業界向け資材のレンタル業を営むB社の経営は、節税策を懸命に検討するほど好調でした。節税のため金融機関から勧められるレバレッジドリース、投資信託、保険等の金融商品を借入金によって次々に購入します。借入が容易であったことから、経費も水ぶくれし、とうとう減価償却費を計上し

なくても僅かな利益しか計上できない事態となりました。金融機関がその内部留保の薄い決算に警戒感を強め、そこへ「リーマンショック」による経営環境の変化がB社を襲います。住宅需要の急速な減退から売上が落ち、金融機関が建設業界への資金供給を絞ったことから、新規借入れができずに資金繰りが悪化していききました。そのときに、弁護士さんを通じて依頼があり、私どもの再生支援が始まりました。

□ 再生へのステップ □

B社は、このまま借入ができないと半年も資金がもたないという状況でした。会社の方には再生には次のようなステップがあることを理解して頂きました。

- (1) 約定どおりの借入返済を続けながら、新規に借入れ、ないし借換を実行し、徐々に借入金残高を減らす。不要資産を売却し、借入金を減らす。
- (2) 新規借入、あるいは借換に応じてもらえなければ、返済期間を延ばして月々の返済額を減らす、リスケジュール（略してリスケという）の交渉を行う。
- (3) 多数の金融機関と交渉が難航する場合、中小企業再生支援協議会等を利用してリスケの交渉を行う。
- (4) 年間返済可能額に比して借入金が過大である場合、借入金のカットが必要となる。(3)と同じく中小企業再生支援協議会等を通じて借入金のカットを行う。民事再生法等を使う場合に比べて、「民事再生法申立、事実上の倒産」などの情報が外部に出ないので、信用維持による取引の継続がしやすい。
- (5) 民事再生法等の利用は事業毀損の可能性のあるものの、債権者に対し透明性を確保でき、また法的拘束力があるため、手続きを進めやすい利点がある。そこで、まず、(1)が実現できるように努力し、だめなら(2)、(3)の手段を取ろうということになりました。(1)を実現するためには、減価償却費計上前の経常利益、すなわち年間キャッシュフローが借入金残高の10分の1以上出ていることが重要です。すなわち、借入金を10年以内で返済できるかということです。金融機関はこれをリスケ可能の目安としています。

□ 財務面のみならず事業面の立て直しが必須！ □

売上が低下している中、利益を確保するために改革が始まりました。役員報酬の大幅カット、社員希望退職者募集、基本給のX%カット、外注費の一律X%カット、不採算事業の廃止、本社移転、営業所の統合、

交際費の原則禁止、レンタル資産の償却方法・耐用年数の見直しなど、多岐にわたって見直しました。そうして、単月で利益を出せるようになるまで、僅か数ヶ月のことでした。

これまで1ヶ月以上遅れて作成されていた月次の試算表も翌月中旬にはできるようになりました。月次の財務管理は、前月までの実績に上記の改善策による効果を反映して、年度の決算損益、キャッシュフローがどうなるかを毎月検討しました。毎月の試算表をなめるように見直し、BS、PLの改善点がないか懸命に探しました。

B社は金融機関等に試算表を毎月提出していました。金融機関は毎月の試算表を見ることで、改善策の取り組みの進捗とその効果を把握し、B社に対する見方を少しずつ変え、ついには、いくつかの金融機関から借換等に応じる動きが出てくるようになりました。

以上のように、B社は自社の危機的状況を把握し、すみやかに改善策を実施しました。また、改善結果を織り込みながら、年度の最終利益やキャッシュフローを予測し、さらに改善策を打つというサイクルを繰り返して事業の立て直しに成功することができたのです。



財務面の立て直しをしても、事業を立て直さなければ、企業は往々にして数年

経営の意思決定には
計数把握が要(かなめ)

後に危機を迎えます。事業戦略を支える意思決定情報は、しっかりとした計数管理から導かれることをいづれの事例も示しています。この不況の中でも確実に利益を出している企業は例外なく計数管理をしっかりなさっておられます。具体的には以下のようなことです。

- (1) 年度計画を組み、月次予算を設定すること。
- (2) 月次決算を行い、売上、原価、固定費の予算と実績を比較し分析し差異原因を検討すること。
- (3) 商品製品群ごとに原価を把握し、月々の粗利益の増減について、その原因を把握すること。
- (4) 月次決算を基に当期末までの損益及びキャッシュフローの予測をすること。
- (5) 取り巻く環境(業界、得意先、仕入先及び金融機関の情勢)を分析し、損益及びキャッシュフローの予測に反映させること。その結果から課題を特定し、解決策を実行できる体制があること。

最近の税制改正から

経済危機に対する税制上の措置として、「租税特別措置法の一部を改正する法律」が公布・施行されました。この改正は、「サンセット通信」で既にお伝えしておりますが、改めて最近の税制改正とあわせてご紹介いたします。過去のサンセット通信は弊事務所のHPでご覧いただけます。 (税理士 村上里佳)

1. 住宅取得等資金の贈与が2年間

500万円まで非課税に

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、20歳以上の方が、父母や祖父母などその直系尊属から住宅取得（居住用家屋と同時に取得する敷地及び居住用家屋の増改築を含む。）のために金銭の贈与を受けた場合には、500万円までの部分については贈与税が非課税となります。

したがって、従来の基礎控除額110万円とあわせて610万円まで贈与税が非課税となり、相続時精算課税にあっては特別控除額3,500万円（住宅特例を含む。）とあわせて4,000万円まで贈与税が非課税となります。

2. 中小企業の交際費の

定額控除限度額が600万円に

中小法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人）の交際費について、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられました。つまり、支出した交際費等の額のうち、600万円以下の金額の10%相当額と、600万円超部分の金額との合計額が損金に算入されないこととなります。

3. 研究開発に係る税額控除限度額が

法人税額の30%に

平成20年度の改正で税額控除上限が拡充された研究開発税制ですが、更に以下の拡充が図られています。

法人税において、試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における税額控除限度額が、当期の法人税額の20%から30%に引き上げられ、平成21年度、22年度に生じる税額控除限度超過額（税額控除対象額が控除限度額を超えた部分）について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることになりました。

所得税においても、同様の措置が講じられています。

4. 欠損金の繰戻還付制度

中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度に生じた欠損金額がある場合には、欠損金が生じた事業年度の前事業年度に納付した法人税から還付を求めることができます。

5. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

後継者である相続人が、相続により非上場会社の株式を取得し、一定の要件を満たす場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式（発行済議決権株式等の3分の2を限度。）の課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

この制度の適用要件である「経済産業大臣の認定」を受けるには、計画的な承継に関する取組に関して「経済産業大臣の確認」が必要ですが、この制度の施行直後（平成20年10月1日から平成22年3月31日まで）に相続が開始した場合等は「確認」を受けていなくとも認定の対象となる場合があります。

この制度の適用の有無にかかわらず、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に亡くなった方が、非上場株式を有し、その代表取締役であった場合等は、その相続税の申告期限が平成22年2月1日まで延長されます。

6. 土地等を先行取得した場合の課税の特例

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に土地等を取得し、その取得した事業年度の終了の日から10年以内に、所有する他の土地等を売却したときには、その土地等の取得価額を限度として、売却益の100分の80（平成22年に取得した場合は100分の60）を減額することができます。減額された部分は取得した土地等の取得費から控除する扱いとなるため、売却するまで課税を繰り延べられることとなります。

この適用を受けようとする場合には、取得日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、この特例の適用を受ける旨の届出書を提出する必要があります。

ヘルメット相談会

工事現場でヘルメットをかぶった人達が相談し合っているイメージで、現場のトラブルを図るため実施しているアスタの自主勉強会です



平成21年度は、再び『法人税』を取り上げました。職員の知識のレベルアップのためにと、税理士の古田が「講師やるよ～」と言ってくれたのです。しかも贅沢なことに1回ではなく、1年を通して、実務ではどのように取り扱われているのかを具体例を交えて、毎回テーマを変えて説明してもらうことになりました。その中でも複雑で判断の難しい『役員給与の損金不算入』について、一部を抜粋して御報告させていただきます。(丸山 晃希)

損金算入される役員給与

従来、法人税法上、定時定額の報酬にあてはまらないもので、退職金以外のものは全て損金不算入とされていました。平成18年4月1日以降に開始する事業年度から、損金算入される役員給与は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3つとされ、損金算入される範囲が明確になったのです。なお、利益連動給与は、主に上場企業等の場合のみに該当しますので説明を省略します。



定期同額給与とは？

支給時期が1月以下の一定の期間ごとの給与(定期給与といえます)かつ、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額である給与をいいます。定期同額給与の増減が税務上認められるのは、次の場合です。



- (イ) 事業年度開始の日から3月を経過する日までにされた定期給与の額の改定
- (ロ) 役員職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更等によりされたこれらの役員にかかる定期給与の額の改定(臨時改定事由)
- (ハ) 法人の経営の状況が著しく悪化したこと等によりされた定期給与の額の改定(業績悪化事由)

事前確定届出給与とは？

役員職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、期限までに納税地の所轄税務署長に届出をしているものをいいます。これにより役員給与の損金算入が認められることになりました。ただし、定期給与のない非常勤役員で、非同族会社の場合には、届出は不要です。



役員給与の判定

基礎を勉強したところで問題を解いてみました。事業年度が4月1日～3月31日の場合、以下の役員の報酬はどうなるのでしょうか？



Q1 業績の向上に伴い12月支給分以降の報酬を10万円ずつ増額しました。

A 事業年度開始の日から3月を経過する日までの改定、臨時改定事由どちらにも該当しません。従って、増額支給した分の10万円×4ヶ月=40万円は、定期同額給与に該当しないため損金不算入になります。

Q2 4月と5月は、月額50万円支給し、6月から10万円増額し、月額60万円を支給しました。

A 事業年度開始の日から3月を経過する日までにされた改定で、4月と5月は50万円、6月以降は60万円と毎月同額が支給されているため、定期同額給与に該当し、損金算入されます。

Q3 賞与について、事前確定届出給与に関する届出において6月分及び12月分のいずれも100万円で開催しましたが、実際に支給した金額はいずれも150万円でした。

A 届け出た金額と異なるため、事前確定届出給与に該当せず、150万円×2回=300万円が損金不算入になります。届け出た金額と異なると、全額が損金不算入になりますので、要注意！！

Q4 月額60万円支給し、その後業績が著しく悪化したため、経営責任をとる必要があり、10月から月額40万円に減額しました。

A 事業年度開始の日から3月を経過した後の改定ですが、業績悪化事由に該当するため、損金算入されます。業績悪化事由には、経営状況の悪化に伴い、株主や債権者等の利害関係者との関係上、減額せざるを得ない場合も該当します。

なお、役員給与の改定には株主総会の決議が必要であり、その議事録等を作成しなければなりませんので、手続的な要件にも留意する必要があります。

感想

以前から今回の内容は、分かりにくいところだなあと感じていましたが、実務の具体例を交えてわかりやすく説明してもらいましたので、「あっそうか！なるほど！」と理解が深まりました。



税制を考える ～安心で幸せな未来のために～

税理士 林 幸

素朴な考えですが、「人は皆、幸せを願っている」とすれば、「誰もが幸福を追求できる機会を与える」ことこそ政治の役割だと思うのです。そのためには、貧富の差を縮めること、やり直しのきく社会の仕組みづくりや誇りの持てる仕事機会の創出、安心できる社会保障制度などが必要ではないかと思います。それらを実現するには、所得の再配分機能や税收確保など、税制の役割が重要なあと改めて感じます。私たち税理士は、税制改正に対応し、いかに節税のお役に立てるかに日々注力するだけでなく、税制の制度設計にも関心を向けるべきではないでしょうか。そこで、試みにそのあたりを書いてみようと思います(表は財務省データから作成しました)。

提案 相続税の最高税率を元に戻しては？

1. 相続税の申告が必要だったのは4.2%

1年間に亡くなる方(平成19年は約111万人)について、相続税の申告が必要となるのは、平成19年と言えば46,820件、約4.2%に過ぎません。残りの95.8%の方の財産は、基礎控除額(5000万円+法定相続人1人1000万円)以下だったということです。

また、平成19年分の課税価格(基礎控除及び小規模宅地等の特例適用後)の総額は10兆6,216億円で、相続税額は1兆2,635億円、課税価格に対する平均負担率は約12%となります。

2. わずか0.08%の層の最高税率を下げた

小泉内閣時代の平成15年、相続税及び贈与税の最高税率が70%から50%に引き下げられました。この減税規模は1,650億円程度、6年間にすると約1兆円だそうです。また減税の恩恵を受けたのは、主に課税価格10億円超の層と思われ、19年分と言えば897人で、亡くなった方全体のわずかに0.08%に過ぎません。

課税価格区分	件数	割合	税額合計	課税価格計	平均負担率
億円	件	%	億円	百億円	%
～3	39,147	83.61	2,811	5兆63	5.0
～10	6,776	14.47	5,218	3兆28	15.9
～50	860	1.84	3,520	1兆38	25.5
50超	37	0.08	1,086	34	32.3

3. 最高税率を元に戻せば経済活性化にも役立つ

相続時精算課税制度等、高齢者の保有財産を次世代に移転しやすくして経済活性化を促すさまざまな措置が講じられてきました。最高税率を上げ、寄附を奨励するシステムを作れば、消費や寄附が増え、経済活性化にも効果があるのではないのでしょうか。

また「子孫に美田を残さず」と言います。有り余る財産が若者を駄目にするということです。多額の財産をお持ちの方には、ぜひ寄附をして世の中に還元して頂きたいと思います。

提案 所得税の分離課税を総合課税に

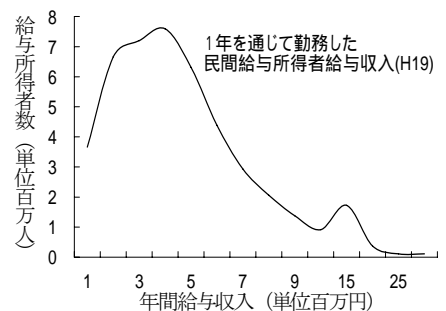
1. 1億円超の所得の人の税負担は20%台

「所得が年間1億円を超える人の所得税・住民税(以下所得税等と略します)の負担はいくらぐらいと思う？」と聞くと、ほとんど「50%ぐらいかな？」との答が返ってきます。「いえいえ25%程度ですよ」と答えると皆一様に、「えっ、嘘～！」と驚かれます。

2. 10年前に最高税率65%が50%に

かつては93%の時代もあった所得税等の最高税率は、小渕内閣時代、恒久減税と銘打った定率減税とセットで、65%から50%に下げられました。この恩恵を受けた人は課税所得2千万超の約18万人です。仮に1億円の所得の人は、1,500万円の減税です。減税規模は約6,000億円、10年間にすると約6兆円になります。

生活してお金が残る、所得の多い人たちはどんどん裕福になっていくと肌で感じます。一方、



給与所得者の多くは年収400万円以下なのです。

3. 税負担が50%以上の人はいない

さて、最高税率50%というのは、あくまで課税所得が1,800万円を超えた部分について50%であって、例えば給与所得で夫婦子供2人の場合、課税所得が2,000万円と言えば、給与収入は約2,600万円、所得税等は約720万円、税負担は約28%です。

4. 上場株式等の配当及び譲渡は税率10%

次に、最高税率50%というのは、給与所得や事業所得などの総合課税の対象となる所得に対してであり、土地建物等や株式等の譲渡、上場株式等の配当などは分離課税で、現在、10%か20%なのです。

特に、上場株式等の配当及び譲渡については、相続税の減税と同じく平成15年以降、「貯蓄から投資へ」の掛け声の下、20%から10%の税率になりました。また昨年の金融危機を受け、平成23年まで延長され、譲渡損失と配当所得との損益通算が認められています。

「何故こんな金持優遇？」と思うのですが、「税制を考える国会議員や税制調査会の委員はお金持だからな」とぼつりおっしゃった財務省出身の先生の言葉を思い出します。新政権になって変わるのでしょいか。

5. 諸外国は総合課税が主流

ちなみに、欧米主要国のほとんどは、金融商品にかかる所得は総合課税、つまり累進税率課税だそうです。上場株式等の配当及び譲渡所得を総合課税に、あるいはかつてのように35%の分離課税選択にはいかがでしょうか。

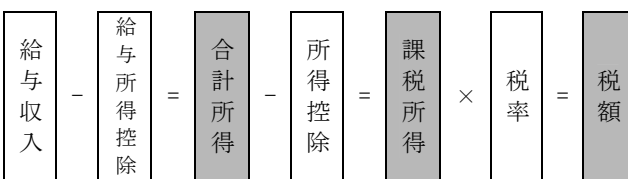
利子・上場株式等の配当及び譲渡にかかる課税比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
利子	20%源泉分離	総合課税	総合課税	総合課税	総合課税
配当	10%申告分離又は申告不要選択可	総合課税	総合課税	総合課税	総合課税
株式譲渡	10%申告分離	総合課税	総合課税	短期保有等以外非課税	26%申告分離

提案 所得控除を給付つき税額控除に

1. 日本では所得控除を差引いて税金がかけられる

日本での所得税等の計算は、所得からさまざまな所得控除を差引いた後の課税所得に税率をかけます。



《所得控除の例》基礎控除、配偶者控除、各種扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、寄付金控除etc

すると、所得の高い人ほど所得控除による税金の減額が大きいこととなります。例えば、現行の扶養控除の38万円(住民税は33万円)は、最高税率の高額所得者にとっては18万5千円の減税効果があるのに対し、最低税率15%の低所得者は5万2千円です。

さらに課税最低限より低い所得の人にとっては、所得控除の恩恵を受けていない結果になります。

2. 欧米では給付つき税額控除がある

給付つき税額控除とは、税額から控除し、控除しきれない人には給付する制度です。

欧米ではさまざまな政策目的に応じて用いられており、アメリカでは、勤労所得税額控除及び児童税額控除の適用件数はそれぞれ約2,300万件、約3,200万件、平均受益額は各20万円、15万円となっているとのことです(2006年度)。

3. 「子供手当」は「ばらまき」?

民主党が子供手当を打ち出したとき、正直「ばらまき？」とがっかりしました。ですが、元々高額所得者ほど所得控除による税金の減額が多いこと、給付つき税額控除は年末調整や確定申告に縁のない非正規社員などの低所得者層には適用されにくい等を考えると、子供手当を直接支給することは、給付つき税額控除の代わりとも考えられ、社会全体で子育てを支援する方策のひとつとして、これもまた有りかな?と思います。

提案 基礎控除を上げ給与所得控除を見直す

現在、日本における課税最低限は、定率減税廃止などの影響を受け、主要国中最低レベルになっています。

《夫婦2人の給与所得の場合の課税最低限の比較》

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
所得税325万 住民税270万	378万	410万	289万	490万

単身者の課税最低限は114万円ですが、「38万円じゃないの?」と不思議に思います。実は財務省が公表する課税最低限は、給与所得者なのです(基礎控除38万円+社会保険料控除11万円+給与所得控除65万円)。

勤務先に言われ、社員から外注になった人が増えてきました。社員の時とさほど変わらない収入なのに、給与所得控除分が増税になり、住民税や多額の国民健康保険料がかかることを思い、胸が痛みます。

かつては「クロヨン(所得の補足率が給与:事業:農業所得が9:6:4)」と言われ、給与所得控除の根拠にもされたようですが、所得の補足率を理由にするのはおかしいと思います。

基礎控除(課税最低限)は、憲法25条の生存権、すなわち「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である最低生活費を保障する見地から設けられているはず。事実、かつては最低生活に必要な生活費を元に算出されていたのです。現在の基礎控除38万円(住民税は33万円)はいかにも低すぎます。

基礎控除を大幅に引き上げ、その分給与所得控除を減額したらいかがでしょうか。また、給与所得控除の適用上限を設けてもいいのではないかと思います。

労務管理&社会保険

ワンポイント・ナビ No. 6



POINT① 従業員が新型インフルエンザに罹ったら?!

国立感染症研究所の調査による定点あたりの報告数(1週間の1医療機関当たりへの受診患者数)が、全国平均で1.0を上回り、新型インフルエンザ流行期に突入したと発表されました。今回は、新型インフルエンザに感染した従業員の給与についての対応や、従業員を休業させた場合に支給される助成金について説明します。

POINT② 出産育児一時金の支給額と支給方法が変わります!

出産される方の経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境を整備するという観点から、出産育児一時金が見直されました。今までのように出産費用として事前に多額の現金を用意する必要がなくなります。ただし、平成23年3月末までの暫定措置ですのでご注意ください。(社会保険労務士 樋笠泰子)

*** インフルエンザで休業する従業員の給与は?**

新型インフルエンザ(A/H1N1)は、感染症予防法第6条に定める新型インフルエンザ等感染症と位置付けられ、感染した場合は入院・自宅療養など行政の指導に従わなければならないため、出社してはいけません。この場合の休業は、感染予防法に基づく休業のため無給となります。

では、家族が感染している従業員を休業させた場合はどうでしょう? 濃厚接触の可能性が高いと判断され、行政の指導による自宅待機の場合は、前述と同じく無給となります。

一方、会社の自主的な判断で従業員を休業させた場合には、明確な規定がありません。しかし、労働基準法第26条では、「使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合は、平均賃金の60/100以上の休業手当を支払わなければならない」と定めています。会社の自主的な判断による休業は、使用者の責めに帰すべき事由に該当すると判断され、今春多くの感染者を出した神戸市を管轄する兵庫労働局でも、休業手当の支払い義務が生じる可能性が高いと回答しています。

*** 新型インフルエンザ特例(雇用調整助成金等)**

新型インフルエンザ対応の緊急性を踏まえ、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件を緩和する特例が創設されました。新型インフルエンザの影響で売上が前月比5%以上減少するなどの支給要件に該当し、休業、教育訓練等を実施して従業員の雇用を維持した事業主に対して助成金が支給されます。

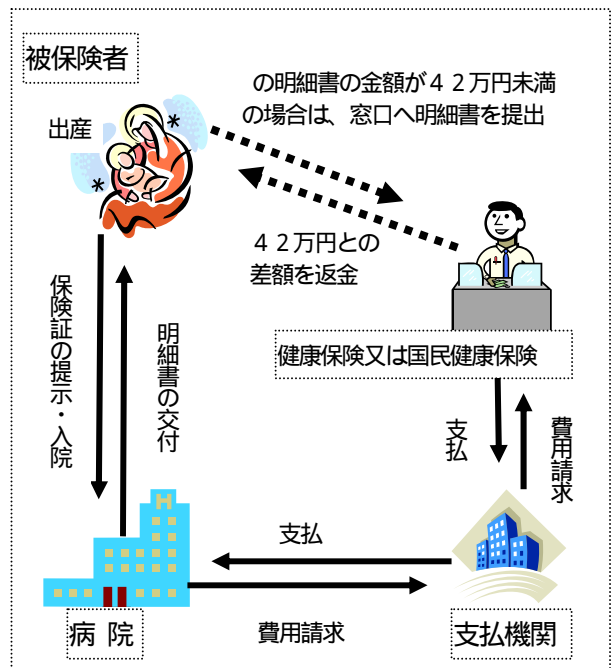
詳細については、厚生労働省のHPをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/h0626-4.htm>

*** 出産育児一時金の支給額が4万円UP!**

従来、出産育児一時金は、出産にかかる費用を病院へ支払った後に、健康保険や国民健康保険に申請し、事後被保険者に支給されていました。

今回の見直しで、平成21年10月1日から平成23年3月末までに出産される方は、健康保険や国民健康保険から病院に直接一時金が支払われる(直接支払制度)ため、事前に現金を用意する必要がなくなり、出産時の経済的負担が軽減されます。また、支給金額も現行の38万円から42万円に引き上げられました(産科医療補償制度に加入していない病院で出産した場合は、現行35万円から39万円に引き上げ)

＜直接支払制度の事務フロー＞



詳しい手続きについては、健康保険又は国民健康保険の窓口や出産される病院などでご確認ください。

寄稿 商売にとって一番大切なもの「実は、判っていなかった・・・。」



奈良ロイヤルホテル 山下 明 様



奈良ロイヤルホテル

平成21年度は、100年に一度と言われる不況と5月から始まったインフルエンザの影響で世の中は大変な状況です。当社では、インフルエンザの影響により年間売上の3%がキャンセルで無くなりましたが、不況を押し返して頑張っています。

さて、ここでは、平成21年度の予算組みのヒアリングで、商売にとって一番大切なものが実は判っていないことに気が付いたことを報告させていただきます。



大不況に備え準備

まず経費カットから

社員の一言

褒められるのは予算達成した時

“100年に一度の”不況は、サブプライムローンと云った詐欺に近い金融の仕組みで自滅したリーマンショックなどから、昨年の末には決まっていた。

21年度に備え、深刻さの度合いは予想出来ませんでした。経費のカットや資金の手当などを進めていきました。少しシンドイですが当たり前のことでしょう。

お客様に何を提供するか

ピンチをチャンスに

一方では、社長とは、「こう云った悪い状況を幸いとして、本当に生き残るための方策を根元から見直せる機会だよ」と話し合っていました。

そこで、平成21年度の予算組みに際して、宿泊部・スパ・宴会・婚礼・料飲4店舗の責任者に向けて「自部門はお客様に何を提供するか」「お客様に何を持って帰ってもらうか」「自分は何のために在るか」の3点の議論から始めました。最初は社長からの「なぜそう考えるの」、「なぜ」「なぜ」「なぜ」の問いかけから責任者の考え方の掘り起こしです。

目的は

『お客様の喜びが我が喜びに気付くこと』

私のスタンスは「お客様に喜んでもらい、それが、サービス業に携わる喜び。そこでの自己実現」やん。判らんかい！「その所に、このヒアリングをキッカケに自ら気が付いたら自分のものになる。そっちへシッカリ誘導したろ」といったところです。

記録に残っているだけで、社長+私と部門責任者の3人で12月は10回、1月は10回、同じような話しを繰り返しました。

1月のヒアリングでは「だんだん気が付いてきたやん」だったので、2月はいよいよ主任級の担当者も交えてのヒアリングを開始です。

同じような質問を新たな人達にも投げかけ誘導します。ところが、2月5日の宿泊部のヒアリングのY主任の一言がアホな自分に気付かせてくれました。

山下「君は会社でどんな時が一番嬉しい？」主任「褒められた時です。」山下「それはどんな時？」主任「予算を達成した時です。」山下「・・・。」(絶句！)

なんと、私は“お客様に喜んで頂く行為を褒めず”、“予算達成した時に褒めていた”のです。

林光行先生に、私がこの会社に雇って頂いた6年前に「アンタんとこのホテルはお客様に喜んでもらうしかないやんか」と言われた言葉の深みに辿り着いた一瞬でした。



実は「予算達成」を一番にしていた！

私は普段から、綺麗言でお客様に喜んでもらうと言いながら、実は「予算達成」に一番の価値観を持っていたのです。多分、他の商売でも「顧客満足度」がキーワードになっていますし、皆さんは追い求めているつもりだと思います。しかし、会社をやっていく上での価値観の中心はそこには無いケースが大半だと確信しています。

この1点を追い求める

お客様に喜んで頂く

当社は築25年目と古いホテルで、宿泊の天井は低い、設備面は弱いと云った沢山のハンディキャップを抱えています。それを補ってなお安定して継続するには「持っている枠の中で、最大限にお客様に喜んで頂く」この1点を追い求めることです。それで会社が成り立たないなら元々何をしても存在出来なかっただろうし、必ず成り立つと信じています。

だって、大半の会社は「お客様に喜んでもらう」ことに真の価値観を置いていないんだもん！



祝島への誘い

いぞな

今年の事務所旅行先候補に、私の故郷「山口県熊毛郡上関町祝島が挙がっている」と聞き、とても驚きました。

周囲12kmの小さな島は観光地でもないし、特別なものが在るわけでもありません。唯一特別なことと言えば、28年前に浮上した原子力発電所の建設予定地を対岸に持つ島であり、漁業権の補償金も受け取らず、生活と自然を守るため原発建設反対の姿勢を貫いていることかもしれません。以下、祝島の歴史に詳しい橋部さんのご寄稿と林幸の祝島レポート、そして紙面をお借りして私の思いなどを掲載させていただきます(祝島については祝島HPをご覧ください <http://www.iwaishima.jp/>)。(益田みどり)

* 神の島・万葉の島 * * * * *

山口県上関町教育委員長 橋部好明 様

「こんにちは、益田です。」「アレッ、みどりちゃん



橋部さんと

だ。」で始まった今回のお出会い。

「お初にお目にかかります林です。」と妙齢の美人。「……」

田舎のおじいさんは戸惑ってしまいました。聞けば、来月(10月)

に会社の旅行で祝島を訪ねたいと

のお話。その節、祝島のご案内を〜とおっしゃられるので、思わずみどりちゃんを見れば見覚えのある笑顔でニコニコ。断われませんでしたね。

帰り際、「シェアリングレター」を出されて「ぜひ、ご投稿を」の依頼。まっ、どうにかなるだろうと引き受けたものの、格調高い機関誌に戸惑って筆が進みませんでした。切間近の由、駄文で恥を忍びます。

山陽本線柳井港駅前の柳井港から一日二便の定期船「いわい」に乗って、室津半島に沿って下り、上関を経て岬を幾つか回るとぽっかりと浮かぶ島影。約65分で祝島に到着します。祝島は波高い周防灘の東端に位置している周囲12kmの孤島で、古来行き交う船の航行安全を守る神霊の鎮まり給う島として崇められて来ました。このことは都にも広く聞こえていて、万葉集には祝島(伊波比之麻)が詠まれています。

「家人は 帰りはや来と 祝島

斎ひ待つらむ 旅行くわれを」

「草枕 旅行く人を 祝島

幾代経るまで 斎ひ来にけむ」

その名の由来ですが、「祝」とい



万葉の碑

う語は古代からの神職の名称の一つで、くほうりとも言い、祝部とも称しました。この語の初見は、<日本書紀>に仲哀天皇(南九州の熊蘇征伐のため九州に下られた14代天皇)が正月条で、海路安全を祈るため伊

田郷の伊賀彦を以て祝として祭らしむとあります。つまり、その祝のいる島が祝島と呼ばれるようになったとも言われます。

祝島から姫島、国東半島への航海が、先史・古代における九州へ渡る主要かつ最短コースであって、祝島はその最後の中継的寄港地であり、航海の平安を祈るための島であったと思われます。祝島は風光明媚、「練り堀」という独特の建築物とともに故事来歴も多く残された自然と歴史がいっぱいの南国調の明るい島です。

また、深山には紀元前2世紀に、初めて中国大陸を統一した秦の始皇帝が、方士徐福に命じ探し求めたという不老長生の秘果「コッコウ」が実り、使えば中風にならないという「蓬の杖」も有ります。

では皆さんにお会いできる日を楽しみにしています。

(橋部さんの祝島フォト情報 ⇒ <http://iwai-island.jp/>)

* 林 幸 祝島レポート * * * * *

祝島の朝。夕べの磯の匂いを含んだ湿った空気とは違って変わって、からっとして気持ちがいい。思わず深呼吸したくなります。どこまでも澄み渡った青空。綿菓子をちぎったような雲がところどころに浮かんでいます。そして穏やかな海。海のある風景ってこんなにも和むのかと。「あそこが原発予定地」と指差されたところ。本当に祝島の居住区域の目の前。「まさかこんな近くに?嘘でしょ!」と思うのです。

練り堀に囲まれた、当り前のようにゴミひとつ落ちていない「あいろ(路地)」を抜けると、ぱっと視界が広がり、山の上までまっすぐ伸びる石段が続きます。石段の途中でおばん(おばさん)が二人立ち話。「あんな誰や〜」と、昨日バイクで颯爽と通り過ぎた島唯一の女漁師さん。みどりちゃんがぶっきらぼうに「益田」と答えます。「えっ? みどりちゃんかいのう」



石段



特集 新政権に思う

マリッジブルーにならずまずはお手並み拝見

初の本格的政権交代が実現しました。これは小泉人気、郵政解散で圧勝した自公政権が数の力を背景に国民感情を無視した政策を次から次へと行ってきたこと。安部・福田・麻生内閣の民意なき政権引継ぎと各閣僚のオウンゴール的ミス発言の連発や特に後期高齢者医療制度への対応が酷すぎたこと・・・etc. 国民のやり切れない思い、怒りが爆発した結果だと思えます。

自公政権のツケは内政・外交ともに課題が山積しており鳩山政権の舵取りは非常に難しいものと思われませんが、アメリカ大統領交代時も百日はハネムーン期間として政権を見守る例があることから、マリッジブルーにならず、まずはお手並み拝見といたしますかね。

会社役員 山田 文俊 様

よい意味で「変わった」と実感できる政治を期待

細川連立政権が誕生した時、私はまだ10代でしたが、両親がテレビの前でけっこう盛り上がっていた記憶があります。その後は「どこに入れても頼りないし、何も変わらない」と言っていたように思います。

私自身も政治に興味もなく、ただ小泉さんには、初めて首相っぽいと感じたものの、「なしくずし的に戦争できる国」になっていくようで嫌な感じがしました。私は「戦争をしない国、平和を守る国」というところは日本が本当に誇れるところだと思っています。

民主党がマニフェストをアピールし出してから、情報は主にテレビという受け身な私も、政治に興味が出てきました。今回の選挙で初めて「投票で政治が変わられる」という実感が出ました。その結果どう変わるかはわかりませんが、「変わった」ということを生活や福祉で実感できるよう、新しい政権に期待しています。

整骨院勤務 学生 松本 旭子 様

批判するのは待って、一緒に問題解決を

私を含め多くの国民の「こんな日本はもう嫌だ」という思いがひとつになり、ついに政権交代が実現しました。けれどもスタートしたばかりの政権に批判的な意見を述べる人達を見ると、「お願いだから批判するのは待って」と言いたくなります。せっかく政権交代したのだから、皆でもう少し様子を見守り、様々な問題を解決できるような環境を整備しましょうよ。

多くの投稿を頂き、ありがとうございます。やむを得ず割愛させていただきますこと、ここにお詫び申し上げます。(編集部)

ただ批判するだけなら誰でもできる。そうではなくて、何が問題なのか、問題解決のためにはどのような選択肢があるのか、皆で一緒に考えて行きたい。そして新しい政権が「日本を良くする」道を踏み外さないようしっかりと監視したいと思います。

会社員 池田 久美子 様

間違った判断は即改め、生きたお金を使え

「死に金は使うな、生きた金を使え」と、浪速っ子の父がよく言います。高速道路無料化・子ども手当などは、生きたお金になるのでしょうか? 「安もん買いの銭失いにはなるな」と、浪速っ子でなくとも思うことです。間違った判断は即改め、決して過ちを肯定しないでください。全てが再生不能になります。

自殺者の増加をご存じでしょうか? 決して我がまま身勝手に死を選んだ人たちではないのです。政治家や官僚の過ちを肯定する歪んだ判断の結果ではないのでしょうか。お笑い文化の浪速っ子の私が笑い抜きで語るの、笑えない現実があるからです。

枚方市 鈴木 東子 様

税金をムダにせず「国民が幸せな日本」を

民主党政権が誕生してまだ10日ですが、既に国の方向がぐっと変わったのが感じとれます。私には今のところ概ね好ましい方向だと思っています。とりわけ「温室ガス25%削減」の宣言は嬉しいものでした。

新政権に期待することは、私たちの納めた大事な税金をムダにせず、「国民が幸せな日本」を目指して貰いたいということです。ちょっとワクワク、少しハラハラしながら今後の動向を見守っていきたいと思います。

会社員 60歳 女性

「規制改革会議」を見直すべき

2002年以降、タクシーの参入規制の緩和は、車両台数の増加による過当競争を招き、乗務員の賃金が低下しました。10月1日施行のタクシー新法は、最低賃金法違反と社会保険未加入を処分対象にし、道交法も取締りが強化されます。規制緩和に不況続きで、そのうえ更に厳しい監督監視により事業者も経営困難に陥りそうです。産業界代表、学識経験者等の政府の「規制改革会議」を直ちに見直していただきたいです。

ヤマト交通株 坂東 幹雄 様



特集 新政権に思う

心の広場のような公共施設を

新政権にして頂きたいのはやはり環境問題。そして、ほっと出来るようなお金かけずとも入れる心の広場のような、勿論環境に優しい公共施設を作って欲しいです。子供も大人もいろんな人々と関われ話せる場所となれば、世の中も、人と人との繋がりがもっと増えて、助けあう世の中になると思います。

新型インフルや地震対応など、日本も敏速に動いて欲しいです。結論出すのが日本は遅いと思うので。

ともあれ熊ちゃんを始め、民主党はやってくれると期待していますので、宜しくお願いします！！

保育士 36才 女性

本気で25%削減し、循環型社会を

「CO2排出量90年比25%削減」が気になります。25%本気で削減するなら、石油中心消費社会を根本から変えていく必要があると思います。それが何処まで本気なのか？「エコで循環型社会に変えていく」と言う言葉の美しさに私達が結果的に騙されないか心配です。

例えば原発。民主党のある方は、原発開発は必要と明言されていました。原発が循環型社会に即したエネルギー源でないのは確かだと思うのですが…。

とはいえ、本気で循環型社会を目指して、政治・経済が変わっていけば、私達個人も価値観が変わり、まさに足るを知る生活になるのかもしれない。様々な懸念がありつつも、そんな希望を抱いています。

薬剤師 41歳 女性

おじさん世代を活かした子育て支援を

8月末で主人が退職しました。夫の退職で軽い鬱になった友人曰く、「決してランチを作るな」と。ランチは妻の一日を束縛する。なるほどとうなずきます。

そういえば子供手当や公立高校の無料化など、子育て世代には有難いでしょう。でも子育て現役の時に私が欲しかったのは駆け込み寺のような、子育てでちょっと手を貸してもらったり、話を聞いてもらったりしてくれる人であったり場所でした。

世にはこれから、元気な我家の夫のような人が増えてきます。子育て世代とおじさん世代をつなぐシステムができたなら、子供を育てやすい環境となるでしょう。それは少子化を防ぎ、ゆくゆくは活力ある社会となっていく。現実化できないかと考える昨今です。

外国人と日本人が気軽に集まる場作りに奮闘中の女性

困った人が実際に使える制度に

息子の同級生が、DVで生後5ヶ月の子どもを連れて、逃げ回ってきて助けを求めてきました。割れたガラスを首元に突きつけられたり、赤ちゃんを平気で邪魔だとソファから落としたり…とのこと。遠くは九州まで親戚や友人の家を転々としてきたそうです。

紹介した行政のDV相談では「かくまってくれる所があるだけまし」と言われ、相談を諦めてしまったとか。行政の相談窓口が役に立たないのがわかりました。

生活保護の申請にはどこかに住んでいないといけない。社会福祉協議会での貸付10万円も大阪府の母子家庭への転居費用貸付の26万円も、仕事をしていることが前提。家もない、お金もない、乳児をかかえて仕事もできない者はどうしようもないのです。

結局、友人・知人らの協力で当座のお金や生活物資を工面し、住居も確保、市会議員に頼み生活保護申請しました。生活保護も申請後2週間かかるという。全くの文無しは飢え死にするとこです。

使える制度を根本から考えて欲しい。生活保護申請に手を貸してくれた市会議員は議会に持ち込むとのこと。それなら私は街頭でビラまきでもするかな。

会社員 釜野 邦子 様

心ある子育て支援を

玄関前に目印に置いている鉢植えの植木。手のひらサイズだったのが、だいぶ背丈がのび、新芽もあちこち出てきているのを発見。私が気付かずとも、毎年新芽が出て成長していたんだと感慨深い思いがしました。

新政権が誕生し、政治にうとい私も日々のニュースなどで国の施策の変化を感じます。今まで気づかなかった様々な問題を目にし、その解決に向かっている政治家の姿が新鮮に見えるのは私だけでしょうか。

実は、ずっと気がかりなことがあります。それは子供たちのことです。子供達は決して勝手に大きくなっていくことはありません。気がつけば成長していたというような植木の新芽のようなわけにはいかないのです。心ある子育て支援を、さまよう親へのフォローを、何よりも、地に足をついた暮らしを全うできる施策を、今、元気いっばいの政治家の方々をお願いしたいです。

尼崎市 次田 賀都代 様



特集 新政権に思う

政治主導で予算編成が本当に出来るか？

十数年まえ、当時の通産省の産業政策や工業標準化（JISの策定）の予算に関する仕事を、ある業界団体の委員として関わりました。業界団体の常務理事はご多聞にもれず元官僚で、前年の実績をいかに積み増すかが大問題というような典型的な公益法人活動でした。

多くの委員が時間と労力を費やして得られる補助金。国家の予算がこのように手間暇をかけて積み上げられていくことに唖然としたことを覚えています。

政治主導で予算を組み替えると訴えています、様々な事業の必要性や優先度を勘案して組み替える膨大な事務量に耐えきれるのでしょうか。新政権に期待を寄せつつ、本当に大丈夫なのか心配しています。

大阪市 加藤 純一 様

省庁や部局間の連携で実効性ある社会保障を

社会保障のあり方を見直してほしいと思います。本当に支援を必要とする対象への適切な保障が行われるように、セーフティネットの仕組みが改革されること。社会不安の増大を防ぐだけでなく、いったん困難な状況に陥っても、再チャレンジを支援する施策と組み合わせることで、結果的に社会保障費が抑制されます。

例えば「教育訓練を受けるための一時的な生活保障」などが考えられますが、教育をその後の仕事に結びつける仕組みが重要なので、経済と雇用・福祉行政等の連携も必要だと思います。全ての分野で縦割りの弊害を廃し、省庁や部局間の連携を進めることによって、現場での実効性が発揮できる政策を望みます。

NPO法人スタッフ 白砂 明子 様

現場の声・意見を取り入れる政治を

今回の総選挙を通して、今までどれほど政治に無関心だったか痛感しました。自分自身が生まれ育ち、そして人生のほとんどを過ごしているこの国のことに対して無責任すぎたなど。どこかで「どうせ、変わらない」と諦めていたところもあったなあと思います。

「ぬくもりの会」の活動を通して、現場を知らない政治家や官僚の手によって作られた政策がいかにズレているか実感しています。どんなに素晴らしいマニフェストや政策・法律があっても、現場で生きてこなければ、ただのスローガン・言葉でしかありません。

国会中継でよくある足の引っ張り合いはいよいよ加減にやめて（レベル低すぎです！）各政党が協力して真剣に日本の経営について考えてほしいです。そのためにも私たちはもっと率直に声をあげていく必要があるんでしょね。現場の声・意見を取り入れることのできる政治だけが日本を良くしていくんだと思います。

ぬくもりの会 林 かずこ 様

「教師の免許更新制」の再検討を

民主党マニフェストに「コンクリートではなく人間を大事にする政治にしたい。…国民の皆さんの目線で考えていきたい。…その新しい優先順位に基づいて、子育て・教育、年金・医療、地域主権、雇用・経済に、税金を集中的に使います。」という下りがありました。この基本姿勢であるなら本当に期待したいと思います。

ところで、「美しい国」を掲げた安倍政権が作った教育再生会議。教育の専門家がほとんどいないそこでの議論は、我々教師には、机上の空論に思えました。その政権は間もなく退陣し、免許更新制度は残りました。

多くの教師は、経済状況の厳しい社会を背景に、多種多様な問題を抱えた教育現場で、困難な状況に置かれた子どもたちと一生懸命関わっています。更新費用を負担させ、年間30時間の研修が、どれ程のメリットがあるか疑問です。子どもや教師にとって本当に必要な制度を検証し、免許更新制度の再検討を期待します。

次に「子ども手当」。家族に支給される点に危機感を抱きます。経済的に大変な家庭を支えるなら、今未払問題が深刻な給食費や学校への諸費などを含め教育費を無料にする、幼稚園・保育所・学童の施設の拡充や十分な人員配置を行う等、もっと全体の枠組みや制度を見直すべきだと思います。私が勤務する学校だけでも年間1億3千万円。この資金を、教育費が先進国中最下位に位置する日本の教育に分配して下さい。

最後に「安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について着実に取り組む」という方針は是非とも見直して頂きたいです。

原発建設予定地の上関町祝島は生活権を奪われようとしています。人の生活を奪ってまでも原子力利用に取り組むというのでしょうか。ハツ場ダムの中止を打ち出した決断力を評価します。原発建設に関してはなおさらの慎重さで厳重な検証・調査を行って下さい。

学校教師 岸本 智恵美 様



Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



□ 友人に2年前からANAの参加を勧められていましたが、“本来の自分を知る”って…。自分で良く解っているのに、これ以上何を知るの？そんな必要があるの？と思っていました。でも対人関係で悩み、あたふたしていた私を見て、再度ANAへの参加を勧めてくれました。解っているようで、本当は一番解っていない自分を知ることが恐くて、参加をするのを拒んでいたのかもしれませんが。

いつも自分に自信が持てず、周りの顔色を見ておどおどしていた…。それが自分の本来の姿だと信じ込み、愛してくれている大切な人達にさえバリアを張り、疑って生きていました。何より自分自身のことが大嫌いになっていました。

ANAへ参加して、今は自分のことが愛しい…。そして、私のことを想って愛してくれている人達のことを信じて、素直に受け入れたい。私も愛したいと思えるように変化しています。自分自身や大切な人を失う前にANAと出会えて良かったです。

出合 美帆 様

□ 人と話すのが苦手で、頭の中がすぐ真っ白になる自分です。しかし、何かを変えてみたいという思いで来たからには…と無我夢中で話していたと思います。

考えがまとまらないままに話すこともありましたが、自分の考えを口に出すことで、自分の中にある別の何かを上手く引っ張り出すきっかけになると気付かせてくれました。

栩野 誠人 様

□ こんなにも、ありとあらゆる感情を出した3日間は今までになかったと思います。いえ、もしかしたら感じていても、そのことに気付かず、また振り返ることもないまま過ぎて行っていたのかもしれませんが。

今一番強く感じていることは、どんな自分であろうと素直に表し、自分の殻を破ることによって、相手も素直に自分の中に入ってきてくれるということです。

今までは自分の過去や経験を他人に話さず、話すことが格好悪いと思っていましたが、今までの自分の失敗や経験こそがとても貴重な財産です。失敗も成功もその時の感触を常に感じていきたいと思います。

大宅 佐保子 様

□ 仕事でも家庭でも上手くいかなかった時、ついつい誰かのせいにしていました。そして、自分を素直に相手に見せず、自分を演じることがいつのまにか習慣づき、それが人間関係を良好に保つものという観念を生みだしていたように思います。

「自分らしく生きたい」。そのためには、自分に正直に、そして、自分の想いをストレートに相手に伝えることが必要だと思いました。

自分の人生を振り返り、自分を客観的に観ることで、新たな自分に出会えるきっかけを頂いた研修でした。

植木 康充 様

□ 忙しい日々の中で、こんなに「自分」のことばかり考えてよいのだろうかと思うほど、自分三昧の日々を過ごすことができました。とても贅沢な時間でした。

自分自身に正直になり、素直に気持ちを表現することは、私にとって難しいことでした。素直に自分の気持ちを表現される参加者の姿に心を惹かれました。

また、何の利害関係もないトレーナーやアシスタントそして共に参加する仲間たちが、「私」の話に耳を傾け、「私」を見つめ、自らのことを語ることを通じて、私にたくさんの贈り物を下さいました。感謝です。

野上 知恵子 様

Awareness for New Actions

ANA

ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っ

ておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか♪~

◇2009年11月ANA◇

日程：11月1日(日)・2日(月)・3日(祝)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

◇2010年2月ANA◇

日程：2月11日(祝)・12日(金)・13日(土)

→お問い合わせは林事務所

林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第66回経営倶楽部のご案内

第66回経営倶楽部では、熊田あつし氏にお話しして頂きます。熊田あつし氏は、第45回衆議院議員総選挙において、3回目の挑戦で初当選しました（大阪1区・私達は“くまちゃん”と呼んでいます）。約6年前に初めて出会った時の彼の印象は、一言で言うと“政治家らしくない”、つまり押しやあくの強くない、爽やかな好青年でした。その後、1日10回を越える辻立ちや自転車での街宣活動を通じて生活者の思いを直接聞いたり、水谷修さんを始めさまざまな人との出会いを通して、彼は人間的にも大きく成長したと思います。そんな彼のフレッシュな報告を聞きたいと思えます。民主党を“頼りない”とお思いの方も自民党支持という方も奮ってご参加ください。多数の皆さまのご参加を心よりお待ちしております。



- テーマ 「新人議員が見た 永田町と霞が関」
- 講師 衆議院議員 熊田 あつし氏
- 日時 平成21年10月17日(土) 講演会：午後1時30分～5時 懇親会：午後5時30分～
- 場所 大阪府社会福祉会館5階（地下鉄谷町六丁目駅4番出口南へ200m 徒歩3分 TEL:06-6762-5681）
- 会費 講演会 5,000円 懇親会 4,000円 懇親会会場：かみなり亭(TEL:06-6768-3549)

◆第67回経営倶楽部 ⇒平成22年2月6日(土)午後1時30分～5時 大阪府社会福祉会館5階
 経済・経営評論家 泉 和幸先生による新春特別講演を予定しております。詳細は1月中頃HPをご覧ください。
 お問い合わせは TEL06-6772-7770 E-mail:maruyama@share.gr.jp (担当：丸山・河野・河崎) まで

▽▲出版物紹介▽▲



改訂版は11月に発刊予定です。

『改訂版 新しい公益法人制度—設立・移行・会計・税務の手引き』

著者 公認会計士・税理士 林 光行 税理士 林 幸
 公認会計士・税理士 小幡寛子 税理士 古田茂己

◇公認会計士・税理士 林 光行事務所 編 ◇実務出版株式会社 発行



昨年出版致しました『新しい公益法人制度』の改訂版を本年11月に発刊いたします。この度の改訂は、移行にあたり行うべき作業項目や移行のスケジュールリングを追加し、公益目的支出計画や税制の部分などをより充実しました。特例社団法人・特例財団法人の皆様を始め新たに一般社団法人等の設立をお考えの方にお役に立てるものと思えます。

謹啓
 平素は お世話になり誠に有難うございます
 さてこの度 弊事務所の林竜弘が
 税理士の登録を終え
 今後は 税理士として業務に従事させて
 頂くこととなりました どうか従来同様
 よろしくお願い申し上げます
 謹白

公認会計士 税理士	林 光行
税理士	林 幸
中小企業診断士	前 田 有太可
税理士	古 田 茂 己
公認会計士	塩 尻 隆 夫
公認会計士 税理士	小 幡 寛 子
税理士	橋 本 雅 世
社会保険労務士	樋 上 泰 子
税理士	村 上 里 佳
事務所	職 員 一 同

今春、大阪経済大学大学院の修士課程を修了し
 税理士登録の資格を得て
 税理士として業務に携わることになりました
 長い長い下積み期間でしたが
 無事に登録できましたのも
 これまで見守って下さっていた
 皆様のお陰と改めて深く感謝申し上げます
 今後もしもお客様のお役に立てますよう
 「庶民の生活を守る税理士」として
 懸命に仕事に取り組んでまいります
 ご指導ご鞭撻を賜りますよう
 心よりお願い申し上げます
 何卒
 林 竜 弘

編集後記

☆税制に「幸福」を持ち出すのは何となく恥づかしいと思っていました。1976年、ヒマラヤの秘境ブータンのワンチュク国王(当時21歳)が「GNH(国民総幸福量)が大切」と非同盟諸国会議で発言。その後、国民の幸福とともに、自然環境保全の元、経済成長も実現したと注目を集めているそうです。

☆GNHにはチベット仏教の利他心が根底にあり「どうすれば他者を救うことができるか・・・考え自ら行動する。そうして得られた他者の幸せは自らの喜びとなつてはね返ってくる」とあるそうです。日本でも「友愛」を説く首相が誕生。みんなで「幸福って何?」と議論し研究し、本気で取り組む時がやってきたのではと思います。(林 幸)

「今思うこと、切実な問題として解決してほしいこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。 info@share.gr.jp
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町1番13号 サンセットビル Tel:06-6772-7770 Fax:06-6772-7740
 なお、購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替までお願い致します。 口座番号 00950-3-14499